

平成27年度 第1回佐久市総合教育会議

日時：平成27年4月27日（月）
午後1時30分～午後2時45分
場所：佐久市役所8階大会議室

1 開会

(矢野企画部長)

定刻となりましたので、これより第1回の佐久市総合教育会議を開会させていただきます。本日の会議進行を務めさせていただきます企画部長の矢野と申しますが、よろしく申し上げます。それでは、始めに柳田市長からご挨拶をお願いします。

2 あいさつ

(柳田市長)

皆さん大変御苦勞様でございます。教育委員の皆さんにおかれましては、本日、第1回の佐久市総合教育会議ということでございまして、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ご案内のとおり、総合教育会議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴いまして、教育委員会と市長とがより連携し、教育行政のさらなる充実を目的に設置することとされているところでございます。今回の法改正により、私と教育委員の皆さんが公式に意見交換を行い、教育行政に関する課題を共有するための場として、この総合教育会議が位置づけられたわけでございます。当市におきましては、従前より教育委員の皆さんと意思疎通が図られ、政治的中立性の確保も踏まえた形で、教育の充実ため協働して取り組んできたと考えているところでございます。新たに設けられる総合教育会議の構成員に地方公共団体の長が加わった意味を受け止めまして、教育行政について市長として関わるべきことをしっかり認識しながら市民の皆さんにとって、よりよい教育行政の実現がなされますよう尽力をしまいたいと考えております。つきましては、教育について深い造詣をお持ちの委員の皆さんには、今後ともより一層のご協力を賜りまして、忌憚のないご意見による意見交換、より良い語らいの場となることを期待し、甚だ簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日は、ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

(矢野企画部長)

続きまして、黒岩教育委員長からご挨拶をお願いします。

(黒岩教育委員長)

御苦労様でございます。第1回総合教育会議の開催にあたりまして、教育委員を代表いたしまして私からご挨拶申し上げます。ご承知のとおり、ただ今市長が述べました本年4月1日からこの会議の設置の根拠である「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されました。この改正によりまして、この会議の設置以外にも責任体制の明確化、あるいは危機管理体制の構築等々を目的に、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化等の教育委員会の改革がなされています。私は、今回の法改正により、これらの教育委員会の改革は、教育委員会がより市民の皆さんの身近になることが求められた結果であると考えております。佐久市教育委員会といたしましては、佐久市の教育をどのようにしていきたいか、また周囲の皆さんが何を望んでいるのか、そしてどのようなことに取り組む必要性があるか等々、これまでも常に意識してまいったところであります。そして、政策展開におきましては、先程市長からの挨拶にもございましたが、従前から教育委員会と市長部局の連携が図られてきたところであります。一方で、今回の改正により、執行権限のある教育委員会と民意を代表する市長とのさらなる連携強化が求められ、教育行政が新たな時代を迎えたわけでございます。佐久市といたしましても、時代の要請を受け教育委員会と市長部局がなお一層連携して、佐久市教育ビジョンが基本理念に掲げる主体性、創造性、継続性を大事に共に生き、伸びようとする豊かな人間性を育む施策の展開をしていかなければなりません。様々な教育課題に対して、今まで以上に市長部局との連携が図られる協議の場が発足したことは、教育委員会としても大変心強いことでもあります。市長をはじめ、市長部局の皆様方には今後ともご指導いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきます。

(矢野企画部長)

ありがとうございました。それでは早速でございますが、お手元の資料によりまして、会議事項に入らせていただきます。まず、会議事項(1)今回の法改正について、事務局から説明申し上げます。

3 会議事項

(1) 今回の法改正について

(佐藤企画課長)

それでは、今回の法改正につきまして、事務局から説明をさせていただきます。企画部企画課長の佐藤と申しますが、よろしくお願いたします。

それでは、資料1の「総合教育会議及び教育大綱について法改正説明」とあるものをご覧いただきたいと思います。先程、ご挨拶にありまして、総合教育会議及び大綱につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によりまして、この4月1日から施行されているところでございます。同法改正の趣旨としまして、国は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の制度改正を行うとしております。教育会議の設置及び大綱制定についても、併せて法改正により規定されたところでございます。

まず、総合教育会議についてでございますけれども、資料1が、改正法から関係する規定を抜粋したものでございます。総合教育会議につきましては、改正法第1条の4に規定をされてございまして、第1項におきまして地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びに、これらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとしております。協議等行う事項については、大綱の策定に関する他に、第1号に教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。第2号で、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に構ずべき措置としてあります。構成員につきましては、第2項で規定してございまして、1として地方公共団体の長、次に2として教育委員会としているところでございます。この招集につきましては、第3項で地方公共団体の長が招集すると。第4項におきまして、教育委員会はその権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対して、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができるとされているところでございます。第5項では、意見を聞くことができるということ。第6項では、会議の公開について。第7項では、会議録の公表について。第8項では、調整の結果の尊重についてそれぞれ規定がされているところでございます。

次に、資料2「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（教育大綱関係抜粋）」をご覧いただきたいと思います。こちら、改正法からの大綱に関する

規定を抜粋したものでございます。大綱の策定につきましては、改正法第1条の3に規定がされております。この中で、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとしているところでございます。第2項ですが、地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議において協議するものとしてございます。第3項では、大綱を公表しなければならないと、公表について規定しているところでございます。第4項については、地方公共団体の長に対して、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないとしてございまして、地方公共団体の長が大綱を定めるとされているところでございますけれども、教育委員会の執行権限が第21条により、従前どおり規定されており、その権限を地方公共団体の長に与えるものではないとしているものでございます。改正法に基づきます総合教育会議及び大綱の説明は以上でございます。

(矢野企画部長)

法改正の内容ということで、ご説明をさせていただきましたが、ここまでで、ご質問等ございますでしょうか。

(出席者)

「特に意見なし」

(矢野企画部長)

よろしいでしょうか。

それでは会議事項(2)の総合教育会議の運用についてご説明をさせていただきますと思います。

(2) 会議の運用について

(佐藤企画課長)

それでは、引き続きまして、(2) 会議の運用についてご説明をさせていただきます。資料3をご覧くださいと思います。教育会議に関する改正法の規定をご説明させていただいたところでございますが、改正法では、会議の運営等に必要なのは総合教育会議で定めると規定がされているところでございます。そのことから、佐久市が設置いたします同会議の運用に関して基本的な事項を協議いただきたいというものでございます。佐久市における総合教育

会議の運用ということで、資料3としてご提案をさせていただくものでございます。資料3「総合教育会議の運用について(案)」をご覧いただきたいと思っております。改正法の施行につきまして、昨年7月17日になりますけれども、文部科学省初等中等教育局長から通知がされてございます。今回の案につきましては、この局長通知を参考に案をまとめたところでございます。まず、1の総合教育会議を開催する事項でございます。通知では、会議を開催する事項といたしまして、5つ挙げているところでございます。まず、(1)でございしますが、予算、条例等、市長部局としての対応が行われる場合ということで、具体的には通知の中にごございますように、まずアとして、学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成、執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項。イといたしまして、幼稚園、保育所、認定こども園等々ありますが、最後から2行目になります。地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項と2つ具体例が挙げられているところでございます。次に、(2)でございしますが、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合でございします。具体例といたしまして、アですけれども、いじめ問題により、児童、生徒等の自殺が発生した場合。イとして、通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合が事例として挙げられております。(3)でございしますが、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態。事例といたしまして、アからエまで4点ほど挙げられてございますが、まずアとして災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合等々、他の部局との連携のものが挙げられてございます。また、エですけれども、いじめによる児童生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合というものも、具体例として挙げられてございます。(4)といたしまして、大綱の策定、改定などとしてございます。通知の中では、大綱の策定期間は4年～5年程度を見込んでいるということも示されているところでございます。資料の次ページをお願いいたします。(5)でございしますが、その他といたしまして、こちらは事務局で作成させていただきましたが、教育委員会が協議を必要と思料し、教育会議の招集を求めるという想定をいたしまして、波線を打ってありますが、従前の教育委員会の執行権限を越え、政策判断が必要とされるような事項が発生した場合に、(1)～(4)までの以外の事項を想定する中で、教育会議で協議していきたいということでございます。反面、局長通知には、総合教育会議で議題にできないことも例示がされていまして、※でそちらについて記載をさせていただきました。総合教育会議で議題にできないこととして、4点挙げられて

きてございます。まず1点目、(1)でございますが、教科書の採択。教科書採択の方針の協議が可能であるということでございますが、教科書の採択自体については、議題にはできないとされております。(2)が個別の教職員人事等でございます。(3)が政治的中立性の要請が高い事項。(4)が日常の学校運営にかかるような些細なことについて、議題にできないと記述がされているところでございます。

次に、2の開催スケジュールでございます。佐久市の総合教育会議におきましては、地方公共団体の長及び教育委員会で構成されるということから、より政策的な視点での協議がなされる場であろうと考えているところでございます。このために形骸化を防ぎながらも、常に市長と教育委員会との連携が図れるよう、まずは定例的な開催、それと臨時的な開催の両方での開催を設定したいということでございます。まず、(1)定例的な開催につきましては、節目、節目として開催していきたいということでございまして、アとしますと年度当初、今回が該当となってきますが、意見交換等ということで想定をさせていただきます。イといたしまして、年度の間、予算条例等の執行、翌年度に向けた作業等が始まって参りますので、その前段で行っていききたいと。ウとしまして、年度の終わり3月中下旬を想定してございますが、意見交換等を行っていききたいということであります。年3回をまずは基本に開催していつてはどうかということですが、ただし、例えば年度末の会議などのように、もし必要がないと判断する時には開催をしないとすることもできるとしてございます。次のページをご覧くださいと思います。(2)臨時の開催についてでございます。先程、総合教育会議の開催する事項ということで、局長からの通知を挙げさせていただいたところでございますが、そこに記載されているア～エの緊急の場合などについて、速やかに開催をしていききたいと考えているところでございます。今年度につきましては、このウの大綱の策定について、議事として協議をしていただくことを想定してございまして、定例開催に加え、ウの大綱の策定による開催を今のところ予定しているところでございます。

次に3、総合教育会議の公開についてでございます。改正法の中で、会議は公開とされているところでございます。佐久市の総合教育会議におきましても、会議の公開は原則としていきたいということであり、ただし、個人の秘密の保持、会議の公正が害されるおそれがある場合、公益上必要がある場合などについては、非公開とするというふうを考えてございまして、非公開にする判断につきましては、この総合教育会議に諮って決定をしていきたいというものであります。(2)ですが、議事録についての公表でございます。こちらについても、原則会議ごとに議事録を作成して公表していくということとしてございますが、先程の会議の公開と同じく公開としない場合については、議事録も

公表しないという扱いをしていきたいというものでございます。

4 その他についてでございます。以上が、基本的な運用のご協議をお願いするものでございますが、それ以外の運用につきましては、先程の局長通知等に留意をしながら、国、県の動向も考慮して、会議の適正な運用を図っていきたいと考えているところでございます。局長通知等に準じた扱いをしながら詳細については会議でお決めいただきたいと考えているところでございます。説明は、以上です。

(矢野企画部長)

総合教育会議の運用について、開催時期も含めてご説明差し上げましたが、ご不明な点ございますでしょうか。基本的には、(1)の法改正の趣旨に則っていくんだということが、大きなポイントだろうと思いますが、よろしいでしょうか。

(出席者)

「特に意見なし」

(矢野企画部長)

それでは、ただいま事務局が提案いたしました方法をもとに、今後運用をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に(3)の教育大綱についてご説明申し上げます。

(3) 教育大綱について

(佐藤企画課長)

それでは、会議事項(3)教育大綱についてご説明を申し上げます。資料4になりますが、「教育大綱について」というものでございます。こちらにつきましても、先程の文科省の局長通知を基にして、作らせていただいております。1の教育大綱につきましては、教育大綱の定義ですとか、記載事項等について記述をさせていただきました。こちらにつきましては、先程の局長通知に基づいているものでございます。ここから大きく外れた大綱を作るということは考えていないところでございます。局長通知を見ながらご覧いただきたいと思いますが、3ページをご覧いただきたいと思います。教育大綱の策定について(案)というものでございますが、(1)ですけれども、大綱の策定についてということでございます。教育大綱につきましては、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して、地域の実情に応じて作るというこ

とにされているところでございます。このため大綱については、地方公共団体の長により策定すると規定されているところでございますので、当市におきましても、市長によりまして大綱を作成していきたいと考えているところでございます。この策定期限についてでございますが、特に通知等で明確に示されてございません。ただし、改正法は4月から施行されておりますので、こちらについては速やかに策定することが望ましいだろうと考えているところでございます。(3)の参酌についてでございますが、大綱については、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、というふうに言われているところでございます。また、長野県教育委員会におきましては、長野県教育振興基本計画が既に策定済みであるということでございます。また、佐久市教育委員会にお聞きをいたしますと、佐久市教育振興基本計画も策定予定であると聞いているところでございます。この、(1)、(2)、(3)のことから、佐久市におきましても、大綱の策定について関連する計画等を参考にし、佐久市の教育振興基本計画と足並みをそろえ、内容を確認しながら、策定をして参りたいということでご提案させていただきます。以上です。

(矢野企画部長)

教育大綱の策定についてご説明をさせていただきました。何か不明な点等ございますでしょうか。

(出席者)

「特に意見なし」

(矢野企画部長)

結構でしょうか。それでは、ただいま説明申し上げました内容を基本に今後策定作業を進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、お手元の(4)、意見交換に入らせていただきます。順番にご発言いただくわけでございますが、お時間の都合もございしますが、まず始めに榑澤教育長に佐久市の教育行政についてご説明いただければと思います。お願いします。

4 意見交換

(榎澤教育長)

最初に、参考資料として用意させていただいております佐久市の教育ビジョン2015をご覧ください。今後、大綱の策定に絡めて、基本構想や基本理念等について整理をしたり、脈絡を明確にしたりする必要がありますが、ここでは中央下段の重点施策、そこから説明をさせていただきます。重点政策が3つございますが、それぞれの分野に4点ずつ政策の具体的方向を示しております。そういう見出しを打ってありませんけれども、4点ずつ添えてある文は、施策の具体的方向というふうにご理解いただければと思います。さらに、2015年度の具体的な取り組みといたしまして、表の右段になりますが、黒ぽつで例示をさせていただきます。さて、重点政策の1ですが、豊かな人間性を育む文化の創造であります。それを受けた具体的方向のうち最初の2点は社会教育に、続く2点は学校教育に関係の深いものとなっております。その下の重点政策の2でございますけれども、未来を担う人づくりであります。ここに添えました具体的方向の4点は、主に学校教育が担う所となっております。一番上の基礎力、応用力、学習力の向上に関わる具体的な取り組みといたしまして、右段にあります。学校教育部の5つ目のぽつというところに CRT 学力検査の実施と活用を挙げてございますが、小学校の4年生以上で国語、算数、理科3教科でございます。また、中学校の全学年で国語、数学、理科、英語この4教科について CRT 検査を実施しておりまして、業者の採点料も含めまして全額市で見ている事業でございます。重点政策の3であります。生涯学習、生涯スポーツ活動の支援であります。こちらは、主に社会教育が担う所となっております。市民ニーズに応ずると、こういうコンセプトを大事にしているわけでありまして、今後、さらにニーズを掘り起こしたり、喚起したりしていくと、こういう施策が重要になろうかと考えております。

続きまして、当面の課題ということですが、学校教育で5点、社会教育で3点をピックアップいたしました。まずは、学校教育の1点目、学力向上についてであります。特に理数教科の力の育成に課題が見られます。問題解決学習の充実を図り、学習意欲や思考力を高めていく授業改善をどう導き支援していくか具体策を講じるべき必要があります。2点目ですが、体力向上についてあります。特に、日常生活の中で十分な運動量が確保できていない子どもたちに、学校教育で何をすべきか、これは軽視できないテーマになっているというふうにとらえております。3点目です。臼田地区の小学校整備についてでございます。4校を1校に統合するという方向を受けまして、現在検討委員会にて建設場所の検討に入っているとございますが、現地建て替えにせよ、それ

から新たな場所への建築にせよ、1校統合の結論を導き出した際の基本的な考え方に立ち返りながら、また、地域住民の声を丁寧にお聞きしながら議論を重ねていく必要がございます。適当なスピード感も大事なファクターであるかなと考えております。4点目は、コスモスプランの推進についてであります。丸岡秀子氏の大事なメッセージでもあり、広く佐久市民の文化として根を張らせて参りたいと考えているところでもあります。5年が経過いたしましたので、課題を明らかにしながら、具体策を講じる時であるとそんなふうに考えております。5点目は、いじめ等対策体制についてであります。アンテナを高くして子どもに寄り添った支援を積み上げていくことが重要ですが、特に学校を休んだお子さん、休んでいるお子さんへの日常的なケアの充実が求められます。緊急対応の体制や、流れなど、いざというときに本当に有効に機能するようさらに目を重ねていく必要があります。

次に社会教育関係であります。1点目は、文化振興の具体的政策の推進についてであります。文化振興基金の運用益の活用がいかにより多くの市民に実感されるかが重要なテーマと考えております。2点目は、佐久総合運動公園陸上競技場の活用についてであります。スポーツイベントへの供用はもちろん、施設設備の多様な活用が求められるところでもあります。知恵の重ねどころではないかなと考えております。3点目です。佐久市中央公民館機能の充実に向けた取組についてであります。8月にオープンとなります。市民創錬センターであります。大変多くの市民の関心が寄せられております生涯学習社会を支える公民館の中核として、今後、特にソフト面の整備に力を入れていく必要があると考えております。以上8点について触れさせていただきました。ありがとうございました。

(矢野企画部長)

はい。ありがとうございました。それでは、ただいま榭澤教育長にお話をいただいたわけですが、始めに市長よりご意見をお願いいたします。

(柳田市長)

総合教育会議という形の中で、大変大切なことは、教育委員会は独立した執行機関でありますので、この独立した執行機関への過度の介入については、私は、自分の考えとして多く持っているものではありません。このそれぞれの役割を担っていく中において、責任を持った行政運営がなされていると思っておりますし、そういう中において意見交換を、それぞれの立場を尊重しながらできれば良いなあと考えているところでございます。そういった形の中で、このそれぞれの学力の向上から始まる学校教育、文化に始まり社会教育の部

分について、この経過についても私自身も、市長職6年務めさせていただいておりますので、そういったことについて経過というものも承知しているものがあります。その中で、きっかけとして口火を切らせていただきますと、このコスモスプランという「読むこと」「書くこと」「行うこと」という非常にベーシックなものであろうかと思えますけれども、そういったものに関して、これは佐久市教育委員会としてのオリジナルの、独自の方向性ということもあるわけです。こういったものが学校現場においてどういった受け止めがあるかについて、昨今の、始まりの段階においては承知しておりますけれども、その経過や、現状において受け止めがありましたら意見を伺いたいと思います。

(矢野企画部長)

はい、ありがとうございます。それでは続きまして増田委員さんお願いしたいと思いますがよろしく申し上げます。

(増田委員)

もとより、一人ひとりの市民が豊かな生き方を願い、互いに支え合えあって実現していくことの手助け、これが行政の大事な役割だろうと思っています。よって、市長さんの教育への願いと教育委員会の願うところは、かなり重なるはずだと思います。この度、このような場が設定され、双方が様々な角度から語り、施策を深めていくことは時代性からも求められており、ありがたい機会が設定されたと思っています。

まず、この総合教育会議では、大綱等を深めていくことが大きな役割であります。子細な部分に立ち入らないまでも、テーマによっては、具体的な側面から議論することも必要であろうと思います。学校教育部も社会教育部も日夜ご尽力され、そのことに敬意を表しながら、さらに、力点を置きたい2点について述べさせていただきます。

先ほど、教育長さんが示された8点に重なるのですが、1点目は「学校教育目標」の5つの基本目標実現のための2大課題「学力、体力の向上」「いじめ、不登校改善」への熱心で主体的な取り組みの進展にどんな支援ができるだろうかということ。子どもたちが、目を輝かせ身を乗り出して取り組む授業。休みの子に「誰々ちゃん、どうしたのだろう。」「帰りにみんなで寄ってみよう。」といった思いが自然に湧き上がってくるような学級。その実現のためには、今もたくさんおいでになります。これらに正面から情熱的に取り組み高め合う先生方、それを支える家庭、地域が求められます。特に、私たち教育委員会は、どんな支えになりうるだろうか、また、行政はどんな手助けができるのだろうか考えていきたいところです。これが、私の願う具体の一つです。

もう一つは、創錬センターについてです。中央公民館とも呼ぶと併記されていますが、それに関してです。現代社会の特質は、一人ひとりの人間が、どんどんバラバラになっていく孤立化の時代です。都会に限らず、田舎も残念ながらその流れの中にあります。より良きあたたかな地域社会が求められる中で、中央公民館の役割はとても重大と思われまます。野沢、中込といった地区公民館も大いに大切です。しかし、300近い地域公民館の位置づけが極めて重要であると思います。一人ひとりの暮らしぶりから、その地域の抱える課題に至るまで、皆で共有しているからです。「隣の何々じいさん、どうしているかい。何々ばあさんどうしてるねー。」と誘い合っの公民館活動をどう支え豊かにしていくか、目立たないけれども極めて重要な課題でしょう。新生中央公民館がこれらを耕し、まとめあげ、一つ一つの地域に還元してゆく役割を担うことができるなら、有り難いことです。これが具体の2つ目です。

2つ申し上げましたが、このような機会に色々な議論がなされ、深められることを願っております。ありがとうございました。

(矢野企画部長)

ありがとうございました。続きまして、原委員さんお願いいたします。

(原委員)

それでは、私はもともと、教育者の立場ではありませんので、市長にこのお役目をいただき時にも、スポーツですとか、あるいは経営者の立場から見た目で、教育に携わって欲しいというお話をいただきましたので、今回は主にスポーツの面からお話しさせていただければと思います。

県教委の基本方針の中にも3つの柱がありまして、学力の向上、それから全ての子どもの学びの保障と、それから、体力の向上とスポーツの振興ということがございます。そしてまた、佐久市の教育ビジョンの中にも重点施策の中に、体力向上というものが当然ございます。その中で、重点施策の3のところ、生涯学習、生涯スポーツ活動の支援というところに、市民ニーズに答えたスポーツの振興ということがございます。今現在、佐久市の体育館の使用時間というものは、以前は9時だったですけれども、合併によりまして9時半に延びました。しかしながら、実際の主に社会体育の関係でありますと実際にスポーツを始める時間はだいたい7時頃からというのが現状ではないかなと、したがって、9時半というのはちょっと早い気が致しますので、以前からこれを何とか10時頃まで、色々なことがあるにしても10時までスポーツに楽しんでもらえたら、そして佐久市はスポーツ振興宣言都市でございますので、そういう点でもスポーツをすることによって、健全な体、そして健全な精神を養うことが

できるということで、ちょっと学校教育とは違うのかもしれませんが、そういったことを私の立場とすれば、考えたいということです。

もう1つですね、スポーツ、学校教育のスポーツとしては指導者というものが、大きな問題があると思うんですよね。以前の指導者というものは、非常に厳しい言葉を使ったり、あるいは、いわゆる暴力的なことをしたりした指導者がいましたけど、今はそういう指導者、暴力的なことをする指導者は、ないというふうに思いますけど、でもなかなか、いわゆる指導者自身が、少し指導力が足りないと、その辺の子どもたちを指導する指導者のことも、ちょっと考えていかなければならないのかなあというふうに考えております。他にもまだあるんですけれども、時間もありますので、今日はこのへんで、スポーツの関係だけにさせていただきたいと思います。以上です。

(矢野企画部長)

はい、続きまして宮澤委員さんお願いします。

(宮澤委員)

こんにちは、今日はこういった機会を作っていただき本当にありがとうございます。ちょっと緊張しているんですけど、具体的にお話をさせていただきたいと思います。先程、教育長さんの方からいじめ対策の態勢についてということで、参考資料を紹介していただいたんですけど、そのことにつきまして、お話しさせていただきたいと思います。

先日、ゲートキーパーの為のリーフレットというのを拝見させていただきました。これに関連しまして、本当に命の大切さということをしっかり考えていかなければいけないと思います。これが、いじめ問題や不登校の問題にも大きくかかわってくる問題だと思います。昨年秋に佐久市でもチャイルドラインを開設することができました。市から本当に支援していただきました。ありがとうございます。この話をちょっとさせていただきますと、まず電話をとると、県名がアナウンスされます。何々県、例えば群馬とか愛知とかってあります。長野県って言うふうにアナウンスされると、「うっ」としてしまいうんでうけれども、この2台の電話は止まることはありません。本当に毎週土曜日鳴り続けております。その中でもこの子どもたちが、18歳の子どもまでなんですけど、死にたいって言う電話も本当にびっくりするほど多いんです。例えば、中学生の男の子なんですけど、学校ですごくいじめにあってる、気持ち悪いつて言われる。親にそのことを言ったら親は悲しむから親にも相談できない、先生も信頼できない。もう生きていたってしょうがないという電話もあれば、女子中学生の女の子が、お母さん全然帰ってこない。家のこともずうっと自分でやって

いる、もう疲れちゃった。お兄さんから暴力を受ける、もう学校にも行きたくない、もう生きていてもしょうがないという電話もたくさんあります。佐久市でもコスモス相談とか、スクールメンタルの先生たちからの情報とかたくさんあるんですけども、もっともっと、本当に子どもに、今子どもが何を必要としているのか、何が大事なのかっていうふうに考えると、なかなか、例えば児童相談所とか福祉課とかあるんですけども、そういったところが1つにまとまって情報を共有して、今こういう所で、こういう子どもたちが悩んでいる、こんな問題を抱えている、ということをごく1つの所でまとめて、そこが全部把握して今後考えるといったことが必要じゃないかなと思います。それぞれが独立して、バラバラでやっても、なかなか解決する方向に行かないことが多いのではないかと思います。その辺、私たちは義務教育までっていう子どもは色々なところであるんですけども、でも佐久市で生まれて、佐久市で育った子どもたち、全て20歳になるまでは、みんなで助けて、手を差し伸べていきたいなというふうに思っております。以上です。

(矢野企画部長)

ありがとうございました。それでは最後に黒岩教育委員長お願いします。

(黒岩教育委員長)

今日はどうもありがとうございます。今まで、学校教育、社会教育、教育委員会をやってきまして、一番大事なことはなにかと考えると、やはり、子どもたちが生きていく社会というのは大事な事なんだなと思います。佐久市を担っていく子ども、夢や希望を持って輝く、共に生きる子ども、そんな子どもたちがいる社会、そういう子どもを作っていくことが大事な事ではないかというふうに考えてやってまいりました。特に学校教育においてですが、先程、教育長さんも言われましたけど、子どもたちが色々な問題ございますけど、私は、大事にしていかなければならないことは、その子なりの生、その子なりの筋道をいかに大事にしていくか。それをいかにとりあつて高めていけるような子どもを、あるいは学校を作っていくかっていうことが、大事ではないかなというふうに常々思っております。主体的な子どもを作ること、創造的な子どもを作ること、しかも学び続けるそんな社会、学校、そういうものを考えていかなければいけないなと思っております。

それと今、臼田地区の学校の問題についても、ちょっと触れさせてもらいます。臼田地区の学校を1校にまとめていくということは、新しい地区を作っていく、まさにそれを大事にしていかなければならないという気がします。どういふ地域づくりをしていくかそのことを大事にしながら、考えていかないと、

やはり学校は地域のものだと言う気がしますので、そんなことを大事にこれから考えて行かなければいけないかなと思っております。そのためには、まずどんな学校を作っていくのか、どんな教育を行っていくのか、そういうことを今まで、佐久市で考えていること、それをつなげながら、やはり地域住民の人たちに理解していただくと、そういうことをしながら、1校を作っていくという姿勢を大事にしていけたら、また我々も大事にしていかなければいけないと思っております。また、先程の、ちょっと長くなって申し訳ないですが、不登校等についても考えはあるんですけど、それはまた別の機会に考えていただきたいと思っております。以上であります。

(矢野企画部長)

はい、ありがとうございます。それぞれ、ご意見をいただいたわけですが、ここで市長からお手元の資料ナンバー1それからQ&Aでしょうか、そちらの資料についてもお話をお願いしたいと思っておりますが、よろしく願います。

(柳田市長)

今、それぞれの委員さんの話を、お伺いをして、色々な意見交換の場というのは、総合教育会議に留まらず、それぞれの場所で行われるのが好ましいなと思ってお話を伺いましたけど、実は、今日資料を用意させていただきましたのは自殺対策ということでございます。先程、宮澤委員さんからもこの部分に該当することがあったと思うんですが、この自殺対策については、市といたしまして、世界最高健康都市といったものへのアプローチの1つとして行っていると、当然、体の健康ということも大切なんですけど、心の健康ということを知っていきましようということなんですけど、総合教育会議が開かれてくる経過において、ご案内のとおりこの会議が発足される根源的な事件が、滋賀県で起こりました。滋賀県の非常に残念な1つの命がですね、教育委員会、あるいは教育委員会事務局に留まった議論において、こういったものが取り扱われることが、よろしいかということが社会的にあったということでもあります。そういう意味で、市が取り組んでいくことについて、教育委員会として、少し意見交換をしたり、あるいはまた、ご対応をいただくことはどうかなあと、少し提案めいた話になるわけでありまして、お聞きいただきたいと思っております。

資料1の右側にある数字を、拝見をして非常に驚いたわけでありまして、この自殺をめぐる、3つの鍵となる数字ということで、「98.3」というのと、「4.0」と、「70」となります。98.3というのは1998年3月を意味しますが、1998年3月に急激に日本は自殺をする国に突入をし

ていくということになります。この資料の真ん中下に自殺者数というのがありますけれども、1998年3月で大きな伸びをしてそれ以降日本という国が3万人を超える自殺大国になっていくと、平成24のレポートだったでしょうか、これは下回っていますけど、この時が、拓銀だとか山一証券が破綻をする、その時の3月であると、つまり自殺というものと経済動向というものが著しくも関わりを持っているとの1つのデータということがあります。もう1つのこの4.0というのがありますが、これはですね、自殺をしてしまった方の悩みの数の平均、つまりは警察庁の中で自殺を分析するような、かつては自殺は食い止められないもの、プライベートなもの、個人としての課題、社会としては取り組みがなかなか難しいということがありましたけれども、警察庁でその分析というものも、行うこととなりまして、その中で悩みの数というものを持ってきたら、4.0というものが、平均として見出せる数字だということですね。この70という数字ですが、70というのは資料1の左下、亡くなる前に専門家に相談していた割合ということなんですね。自分自身が、窮地に追い込まれていて、大変精神的にも厳しい状況ということを経験して、自分自身も承知をしながらも、結果的には自らの命に手を掛けてしまうということが発生しているということですね。こういったデータを基にして今、大切なことは、そのいくつもの悩みがですね、複雑に絡み合っている形の中で、専門家が、例えばうつという症状があった場合、精神科の先生というのはそれはうつ病に対しては専門家ではありますけれども、多重債務に関する専門家ではないですね、あるいはまた経営不振であったりとか、人間関係のもつれだとか、複雑なものがあった場合に、それぞれの専門家がネットワーク化して対応していかないと、対応ができないというようなこともあります。もう1つですね、そういった状況になった時に、人はやはりSOSを出している、SOSを出しているといった時に気付く、周囲が気付くということによって、その対応を図っていくということが、今の自殺をめぐる研究者の中では進んできた、経過としてあるようがございます。

その中で、佐久市においては、この心のホットラインを、電話相談を行っているわけでありましてけれども、その中の、電話の推移というものを資料1に出ていますけれども、非常に大きい数字、どうですか、どういうお受けとめになるのか、大きい数字ということも言えるかと思えます。この自殺をしてしまう方々の数というのは、年によってだいぶばらつきがありますけれども、佐久市10万都市で25名ぐらいから35名ぐらいと、年によって違いますが、この数が多いと感じるか少ないと感じるかはそのそれぞれかもしれませんが、少なくとも食い止められる死と考えた場合、交通事故で亡くなる方の数倍ですね。交通事故に関する安全装置というのは相当な教育と、相当なコストをかけて、

この社会を維持していこうとしていますが、食い止められるであろうこの自殺に対して、今までこの対策をとりうるようになったのは4年か5年の短い期間であります。その中で、今、市としてもいくつかの方策を採っていますが、ゲートキーパー養成講座という先程宮澤委員さんゲートキーパーの話ございましたけど、その気付く、異変を気付くということに通じて学校現場での取り組みということが、どのように行うということが考えられるのかなあと。私は全ての例えば児童生徒に、ゲートキーパー養成を行うということはちょっと一足飛びなのかなあとと思うんです。一方で、この自殺予防というは実際行っていこうという運動が、機運があってから日本は3万人を切る、その自殺者が3万人を下回る現象になっている中において、こういった取り組みについては少し時間がかかる話であったとしても取り組んで行く必要があるかと思えます。そしてこれも社会の大きな部分を担う教育とか、学校現場においても、認識をしたり、あるいは先生方やあるいは学校関係の皆さんに、こう言ったものを知っていただくとかですね、ゲートキーパーの養成講座というものもございますけど、そういったものへの対応を図ることが私は、1つ試みとしてあるんじゃないかなあとというふうに思います。非常に行政というのは、社会全体がそうですけど、幸福論というのがあると思いますが、自らで自らの命を絶つということは、大変ですね。そういったことへの反対方向にあるものだと思いますし、そういったものについて、教育委員会、こういうものはある意味で言うとその、例えばこの行政の縦割りの中で、あるいはこの1つの施策として縦系列において指示を出して対応するというよりは、教育委員会という場において、委員さん同士で意見交換をしながら、その取り組みについての方策を考えていくのかなあと、特にこの総合教育会議というものが立ち上がってきた経過を考えるとですね。この課題についても意見交換を、まあ本日も含めて、あるいはまた定例の教育委員会の話し合いの場においても少し展開をしていただいたらどうかなあと、ご提案ということでございます。ちょうど意見交換、ご意見いただければ、幸いですけれども、以上です。

(矢野企画部長)

ただいま、市長から自殺対策の取り組みということで、ゲートキーパーの様子、あるいは自殺への認識についてお話がありましたけど、皆さんいかがでしょうか。原委員さんいかがでしょうか。

(原委員)

自殺がですね、交通事故よりはるかに多い数字だということを、改めて知らされたということで、今、私自身も驚いているところでもありますけれども、非

常に難しい問題ではありますが、教育委員会として取り組んでいく必要は、今までももちろん取り組んではきましたけれど、もっとさらに取り組んでいく必要があるなあと、そういった感じがします。

(矢野企画部長)

増田委員さんいかがですか。

(増田委員)

こういう立場ですので、自死なさった方の近くに位置することがあり、その方のご事情、ご家族のその時、その後のつらさ、周辺の人たちの思いなどに触れることもあります。そこから、感ずることの1つは、本人が心のつらさをかかえ、みんなに訴えているのに、回りが重く受けとめていないという状況があります。たとえば、「俺、死にたい。」と本人が言ったとします。この時「なに言ってんだよ。男だろ。元気出せ。」「死ぬ気になれば何でもできるよ。やってごらん。」など、回りの答えはおおよそ決まっているのではないのでしょうか。

いずれも、自死しようとする人にはつらいだけの返答です。本当に、つらい人の立場に立って「そうかい、そうかい。」「つらかったねー。」と心の奥まで入ってゆき、受け止め、自分のことのように思いを巡らす人間との出会いを求めているのです。この意識を社会の風土として市民の意識の風土として広め、互いに支え合えるようにしたいものです。以上です。

(矢野企画部長)

宮澤委員さんどうですか。

(宮澤委員)

今、増田委員さんがおっしゃられたこととすごく共通しているんですけど、今、学校でも、家庭も子どもの話をじっくり聞くということがすごく少ないと思うんですよね。先生もこの子何が分かっているのかな、家庭のこと、今考えていること、将来何になりたいとか、そういったことまで、本当に一対一でじっくり話している先生がいらっしゃるのかなあって、また家でも本当に家族みんなが忙しくてじっくり子どもと、今日は何があったのか、色んなことを聞く時間というのが、どうもないと思います。子どもってというのは話を聞いてもらえると、すごく自分が大事にされているっていうふうに思って、それが自信にもつながっていくと思うんです。やっぱり1つの予防として、そういう小さなことから、そういう習慣をつけていくって言うんですかね。その先生とか、周りの大人たちの絆みたいなものを深めていくことが、とっても大事なことな

んじゃないかなというふうに思います。

(矢野企画部長)

榑澤教育長お願いします。

(榑澤教育長)

今、自死のことを中心に、これからどうしていったらいいかということで、意見交換させていただいているわけですが、佐久市の学校教育で目指す子どもの姿っていうのを、一度頭に入れていくことですね。夢や希望を持って輝くと、このフレーズがあるんです。今の自死の問題に絡めていったときに、夢や希望を持ってないですね。自ら命を絶つ状況に陥ってしまうケースについてはですね。私は学校現場に長くおったわけですが、生徒指導が大変だっていう状況のほとんどに共通して言えることがありまして、その共通していることというのは、あんまり明日のことを考えらなくなっちゃうという、明日というのは、すぐ何時間後かに来る明日もありますし、一週間後の明日もありますし、10年後の明日もあるわけですが、そういう明日のことを考えられなくなってしまうお子さんが、夢や希望を持つ姿とは、対極になっていますね。反対側の状況になってしまうんですけど、1つのバロメーターとして、子どもが健全に育っているかのバロメーターとして、明日のことを考えられるお子さんになっているかどうかという、そんな見方あるかなあと考えています。そのバロメーターに立って、ちょっと心配する状況があるお子さんについて、私たちがどういう手を差し伸べていったらいいかっていうことで1つ大事になるキーポイントは、今日、学校の子どもたちの学業成果を、絶対評価に変わってきているのですが、絶対的にどこまで到達しているのかっていうことが、大事にされるというか大事に評価される世の中になってきているのですけれども、それだと、1人ひとりの輝きっていうところになかなかつながらない。私はそういう絶対評価がうんと尊重されている時代に、昨日よりも今日の自分が良かったっていうやつですね。相対的に、よりよく生きている自分というところに目が行くようなそこにすばらしさを感じられるような、そんな教育にしていかなきゃいけないなと思っています。

(矢野企画部長)

では黒岩委員長さん。

(黒岩教育委員長)

今、言われたことについてですけど、私も前から感じていることは、中学生

になると段々と自尊感情が非常に低くなっていく、この現実があるということ、大きな問題です。やはり、自分というものをどういうふうに感じているか、これをもっとこう大事に考えていかないと、今言った夢や希望を持って輝くというところにはいかない。こういう気持ちを育てていきたいなと考えています。

(柳田市長)

皆さん、露骨な表現をしているのかもしれませんが、自殺という表現も、自死という表現もあるのかもしれませんが、このことによって、その例えば自殺をしてしまう方が35人を33人にしましょう、そのために教育委員会と力を合わせてとか、そういうことじゃないんですよね。きっとね。ご理解いただいていると思うんですが。つまりはその、社会全体として、このいくつもの生きていく上での課題というか、悩みとかというものについて、黄色信号というのかもしれませんが、そういうことが、形の上として対策を打たなくても、死には至らないかもしれませんが。死には至らないかもしれないですけど、そういった対応を結果的にとろうとは、市民健康部を中心にやっているわけなんですけど、そういったものを教育現場でもご承知おきをいただきたい、あるいはまた、そういった取り組みに対して、教育現場とか、それは社会教育も、学校もそうですけど、そういったところでのこの件に関する対応が少し話題となり、つなぎ合わさる、接点が生まれてくるのが、私としては期待しているところでありまして、非常にこういったことが学校、あるいは社会教育という中において、いじめであるとか、心ない行動、いろいろな場面で活躍するんじゃないかなあと。少しこの会議が出来てきた経過もありましたので、それについて市としての取り組みもご紹介をしたということです。でありますので、この総合教育会議ということだけでなしにですね、私自身が独立した執行機関として教育委員会がある中において、お一方、お一方にそれぞれの委員さんをお願いを申し上げるときに、この点をお願いいたしますと申し上げている共通項として、教育委員会における合議というですね、会議の中においての話し合いについて十分そういった取り組みをお願い申し上げたいというふうに、申し上げさせていただきました。その中でまた、機会を通じて、話題にさせていただいたり、具体的な取り組みがなされるならば、そういった方向への検討をいただきたいというふうに思っています。本日をもって、これをどうこう、どの到達点にするとかということではありませんが、折に触れて、また話題にさせていただいたり、検討いただいたら大変ありがたいなと、というふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(矢野企画部長)

はい、ありがとうございました。それから、教育長さん先程、8項目について説明いただきまして、特にコスモスプランの学校現場、例えばどんなふうに取り組んでいるのか、そんなお話がありましたけど、どうですか。

(棚澤教育長)

はい、コスモスプランですが、例えば具体的な取り組みを申し上げますと、各学校は、この1年間どういうふうなところを大事にしながら、どこを目指して、どんな方法をとって学校を運営していくかというところにおけるプランを、グランドデザインという形で示しているわけでありまして。その学校経営のグランドデザインの中に、コスモスプランの読むこと、書くこと、行うことの3点に直結、あるいは間接的につながっていくと思われるようなところにコスモスマークをこうくっつけてですね、例えば授業中のまとめの時間に「必ず書くことを大事にしましょう」という改善があるとすると、改善の計画があるとすると、そこにコスモスマークが付いている。こんなことを実践している学校もございまして。要はコスモスプランとうたっていることがお題目だけで、現場でなにか行っていることとつながらないということが、一番心配されるわけですが、コスモスプランに迫る大事な実践をしているんだということを、教職員一丸となって自覚するためにも、そんな取り組みをしている現状がございまして。そんなところを大事に育てていかなきゃいけないな、と思っているところでもあります。それから、信濃毎日新聞に「10代から」というコーナーがございまして。そこに、それぞれの角度から10代のお子さんたちが色んな発信をされていて、大変参考になるのでありますけど、あれに近いようなものをですね、例えば、コスモスプランを私ども教育委員会が応援するという立場から、コスモスプランの3つに関わる実践に自分はどんなふうなことをやってみたとかですね。こうやったらこんなに良くなったとか、そんなことを発信できるコーナーを作っていくということが、具体的な応援歌になるのかなあと、思っております。そんな取り組みをこれから試行錯誤しようとしているところでもあります。教育委員会であります。以上です。

(矢野企画部長)

ありがとうございました。それでは他にご意見何かございましてでしょうか。本日は佐久市の教育行政の、あるいは自殺対策について意見交換をしていただきました。それでは続きまして、5のその他であります。事務局お願いします。

5 その他

(佐藤企画課長)

事務局から次回の日程についてご連絡申し上げます。定例の会議ということをごさいますて、次回、9月～10月頃に開催。それと臨時の会議ということで、教育大綱の策定をお願いしたいということがございます。そちらでも総合教育会議の開催をお願いする予定でございます。いずれにいたしましても、日程調整等を行いましてご連絡申し上げますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

(矢野企画部長)

はい、その他の説明が終わりましたが、全体を通してなにかございますでしょうか。

(出席者)

「特に意見なし」

(矢野企画部長)

よろしいでしょうか。それでは本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。